

期 日	場 所
平成15年3月12日 午前10時から	古閑牧場（菊池郡菊陽町原水 5800-157）

熊本県告示第164号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成15年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡中央町大字椿字北上前田 498 の 2、514、516 の 1
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第165号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成15年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡甲佐町大字坂谷字竹ノ迫 825、826、829、840、字辻 841 の 1、843
 - (2) 指定の目的 落石の危険の防止
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡矢部町菅字下舞鶴 970
 - (2) 指定の目的 落石の危険の防止
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第127号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年2月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成15年2月14日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社エム・ユー・エイ
熊本市城山下代町 515 番地 1